

北上市告示乙第52号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の寄附金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

- (1) コンビニエンスストア店舗での支払を通じた「ふるさと北上応援寄附」に係る寄附金の収納事務
- (2) ネットバンク又はATMからの振込を通じた「ふるさと北上応援寄附」に係る寄附金の収納事務

2 委託の相手方

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで